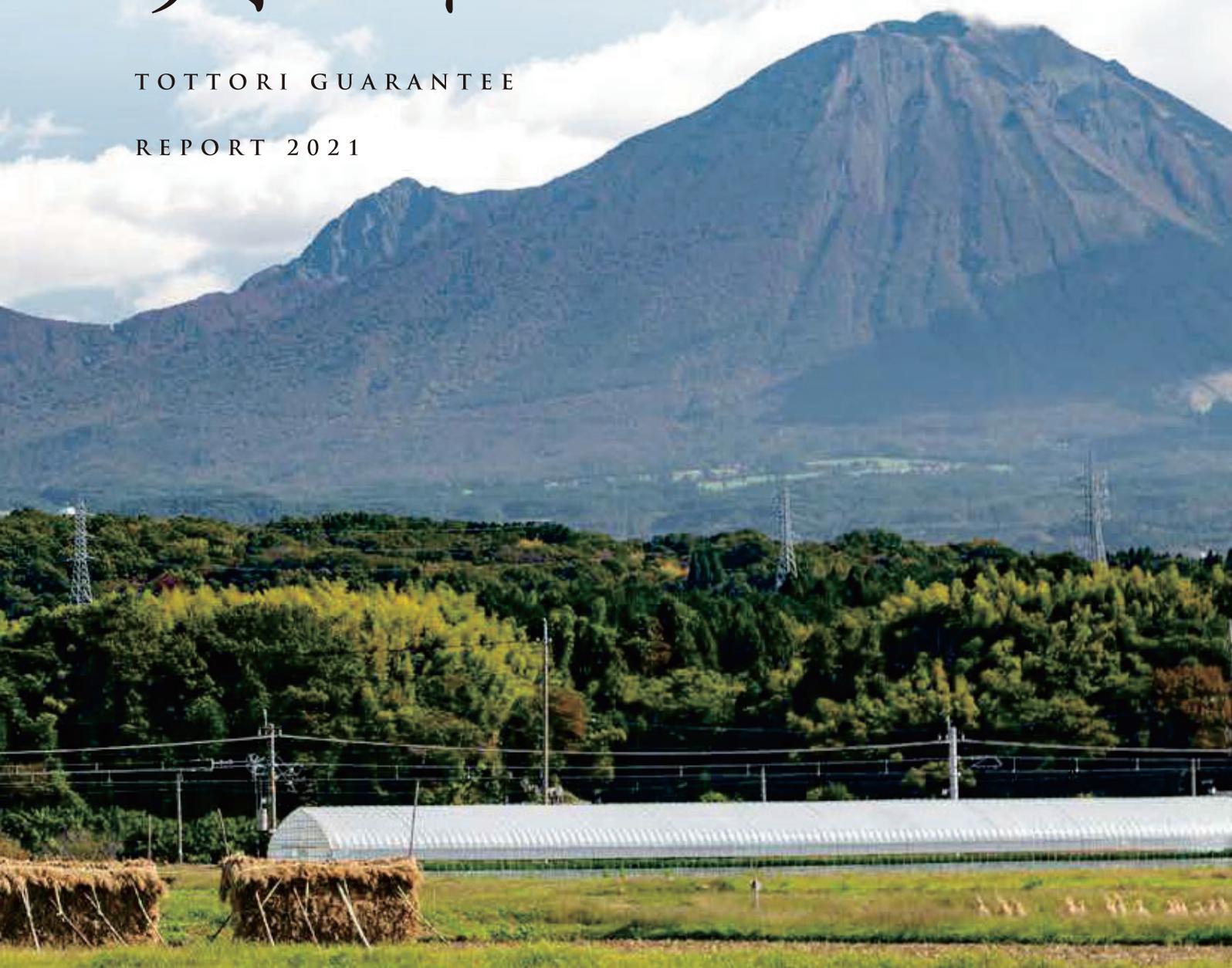


令和3年度版

信用保証協会 レポート

TOTTORI GUARANTEE

REPORT 2021



CONTENTS

目次

▶▶▶ 信用保証協会とは …………… 1	▶▶▶ トピックス …………… 18
根拠法・目的・業務 …………… 1	
信用保証制度の仕組み …………… 2	▶▶▶ 広報活動について …………… 20
信用保険制度の仕組み …………… 3	
信用補完制度の仕組み …………… 3	▶▶▶ 創業・経営・再生支援業務のご案内 …… 21
▶▶▶ 鳥取県信用保証協会の概要 …………… 4	▶▶▶ 令和2年度業務報告書 …………… 22
概 要 …………… 4	事業概況 …………… 22
当協会のあゆみ …………… 4	収支計算書 …………… 23
	貸借対照表 …………… 24
▶▶▶ 中期事業計画・年度経営計画 …………… 5	財産目録 …………… 24
計画の策定について …………… 5	基本財産 …………… 25
中期事業計画（令和3～令和5年度） …… 5	
年度経営計画（令和3年度） …………… 6	▶▶▶ 個人情報保護への取組みについて …… 26
▶▶▶ 信用保証のご利用にあたって …………… 7	▶▶▶ コンプライアンス体制について …… 27
ご利用いただける方 …………… 7	
ご利用いただけない方 …………… 7	▶▶▶ 反社会的勢力排除宣言 …………… 27
信用保証の内容と条件 …………… 8	
責任共有制度 …………… 8	▶▶▶ 役職員・機構図 …………… 28
信用保証料 …………… 9	役 員 …………… 28
	職 員 …………… 28
▶▶▶ 保証制度のご案内 …………… 10	機構と主な事務分掌 …………… 28
主な鳥取県企業自立サポート事業 …… 10	
市町村制度 …………… 11	▶▶▶ 本・支所の担当区域と 事務所位置略図 …………… 29
主な保証協会制度 …………… 11	
▶▶▶ 信用保証の動向 …………… 12	
保証承諾 …………… 12	
保証債務残高 …………… 14	
代位弁済 …………… 15	
市町村別保証承諾・残高・代位弁済 …… 17	

『未来を拓く考動を、あなたとともに。』 信用保証協会とは

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金を調達される際に「公的な保証人」となって借入をスムーズにし、経営上の相談や企業診断、情報提供といった多様なニーズにお応えして中小企業の経営基盤の強化に寄与する信用保証協会法に基づく公的機関です。

鳥取県信用保証協会の経営理念

わたしたちは、お客さまの多様なニーズに積極的に対応し、
経営の安定と成長をサポートすることにより、
地域経済の発展に貢献します。

根拠法・目的・業務

根拠法

信用保証協会法
(昭和28年8月10日法律第196号)

主務大臣)内閣総理大臣
(金融庁長官…法50条の1に基づく権限の委任)
経済産業大臣
(地方支分部局…法50条の2に基づく権限の委任)

目的

「中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ること」を目的としています。
(鳥取県信用保証協会定款第1条)

業務

信用保証協会は、上記の目的を達成するために次の業務を行なっています。

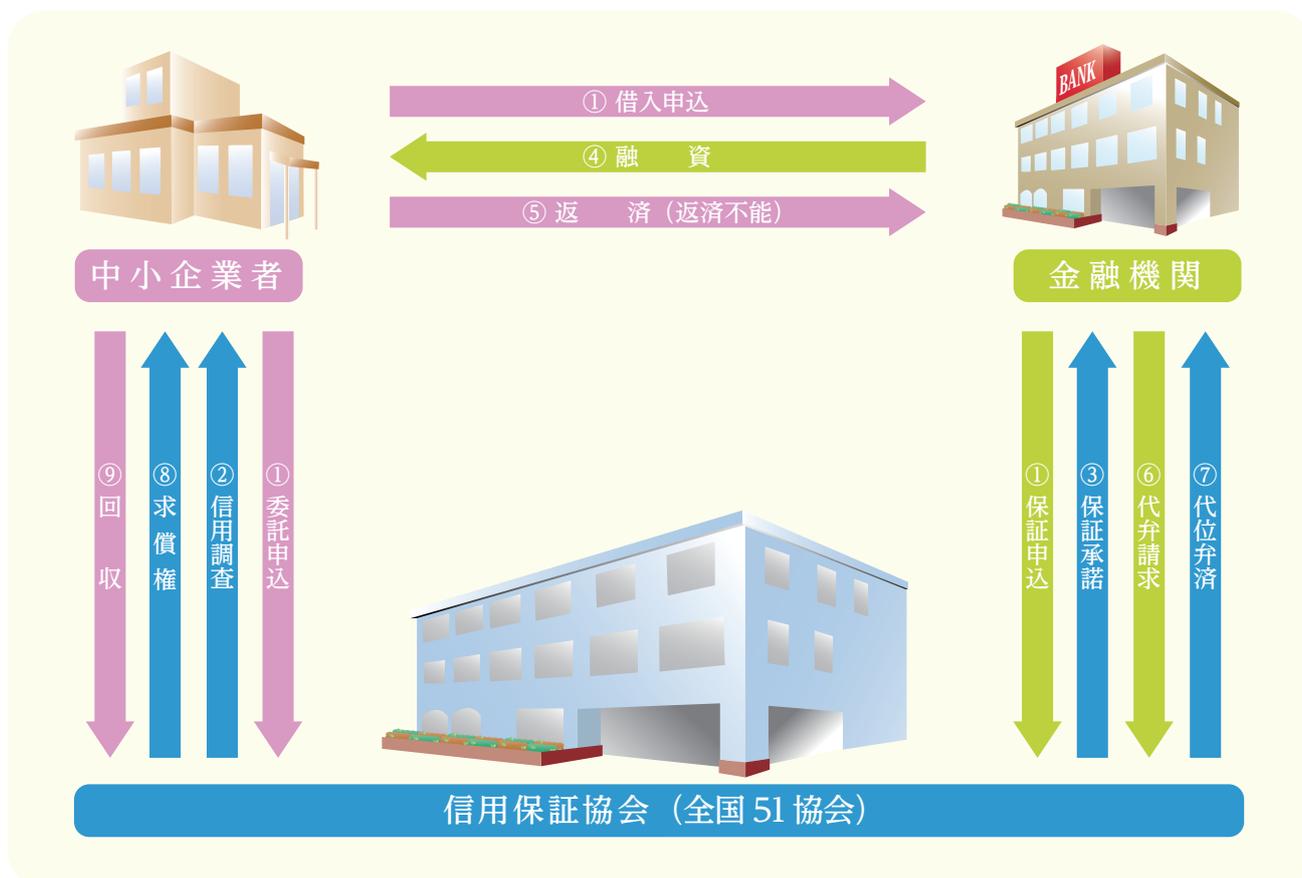
- ①中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- ②中小企業者等が発行する社債(私募によるものに限る。)のうち、銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- ③前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

なお、保証協会では、従来より中小企業者等に対する経営支援をおこなって参りましたが、平成30年4月1日施行の信用保証協会法一部改正により、「債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言、その他支援」、いわゆる経営支援業務が保証協会の本来業務として上記③の業務に明記されました。

また、これらの業務をおこなうにあたっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、金融機関と連携を図ることも明記されています。

信用保証制度の仕組み

現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国をあわせて51の協会が設けられており、信用保証制度の仕組みは次のとおりとなっています。



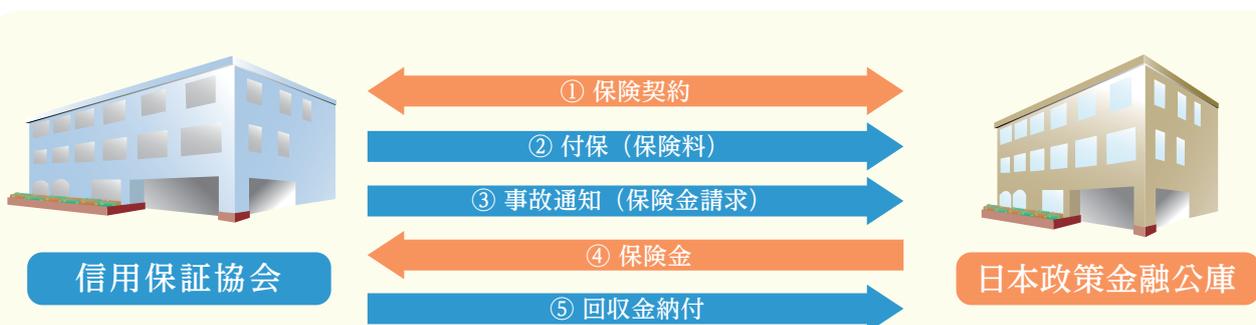
- ①信用保証のお申込みは、融資を申し込まれた金融機関を経由して頂くのが一般的ですが、商工団体及び保証協会の本・支所に直接お申し込み頂く方法もあります。
- ②事業内容、資金の妥当性、返済能力、将来性、人的信用力等を中心に信用調査を行い、保証の諾否を決定します。
- ③保証の承諾を決定した場合は、信用保証書を発行します。
- ④金融機関から融資が実行されます。
- ⑤融資条件に従って、金融機関にご返済をして頂きます。
- ⑥万一、返済不能にいたる事故が生じた場合には、金融機関は信用保証協会に弁済の請求をします。
- ⑦信用保証協会が代わって金融機関に弁済します。これを「代位弁済」といいます。
- ⑧代位弁済を行うことにより、金融機関の有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得します。
- ⑨以後、信用保証協会に返済して頂きます。

信用保険制度の仕組み

信用保証制度を補うものとして信用保険制度があります。

昭和33年、政府出資により、信用保険業務と信用保証協会への保証原資の貸付業務を行うことを目的に、中小企業信用保険公庫が設立され制度の運営にあたってきましたが、現在は、日本政策金融公庫が業務を継承しています。

信用保険制度の主な仕組みは次のとおりです。



①信用保証協会が中小企業者の保証委託申込に応じて保証承諾し、金融機関から融資が実行されると、原則としてすべて信用保険に付保される仕組みになっており、これを「包括保証保険制度」といいます。

②この場合、信用保証協会は日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)に信用保険料を支払います。

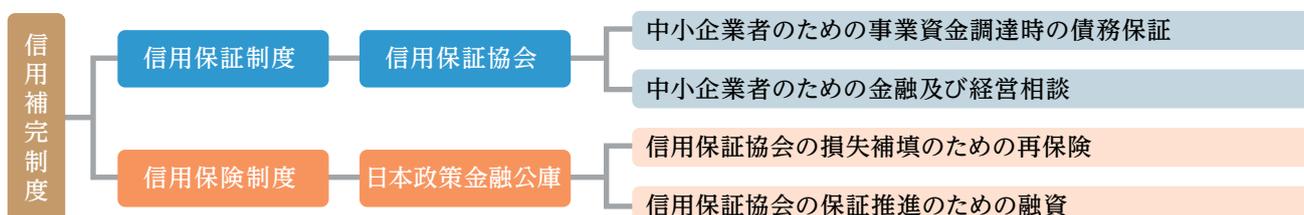
③信用保証協会が代位弁済を行った場合は、公庫に保険事故通知を行い、その後、保険金請求を行います。

④公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済額の70～90%の填補率によって信用保証協会に保険金を支払います。

⑤信用保証協会は、求償権を行使して回収した都度、その回収金を保険填補率に応じて公庫へ納付(返納)します。

信用補完制度の仕組み

このように、信用保証協会の行う信用保証制度と、公庫の行う信用保険制度とは相互に一体的に機能しており、これを合わせて信用補完制度といいます。



鳥取県信用保証協会の概要



概要

設立

- ◇昭和23年12月25日
社団法人鳥取県信用保証協会設立
- ◇昭和26年 2月 6日
財団法人鳥取県信用保証協会設立
- ◇昭和29年 3月26日
信用保証協会法による組織変更
(詳しくは別掲「鳥取県信用保証協会のあゆみ」
をご覧ください。)

基本財産

11,621,581千円
{(基金) 4,536,645千円
{(基金準備金) 7,084,936千円

役員

理事17名、監事3名
(詳しくは別掲「役員」をご覧ください。)

職員

58名 (詳しくは別掲「職員」をご覧ください。)

機構

本所(2部、1室、1本部、1営業所、6課)、
2支所
(詳しくは別掲「機構と主な事務分掌」をご覧ください。)

事務所

- ◇本所／鳥取市本町3丁目201番地
(鳥取産業会館内)
昭和23年12月25日開設
- ◇倉吉支所／倉吉市明治町1037番地11
(倉吉商工会議所会館内)
昭和43年11月30日開設
- ◇米子支所／米子市加茂町2丁目204番地
(米子商工会議所会館内)
昭和36年11月1日開設

当協会のあゆみ

- 昭和23年12月25日
社団法人鳥取県信用保証協会設立認可
- 昭和24年1月17日
社団法人鳥取県信用保証協会設立登記
- 昭和26年2月6日
財団法人鳥取県信用保証協会設立認可
- 昭和26年4月6日
財団法人鳥取県信用保証協会設立登記
- 昭和26年5月31日
社団法人鳥取県信用保証協会解散
- 昭和26年6月1日
財団法人鳥取県信用保証協会業務開始
- 昭和27年4月17日
鳥取大火により協会事務所焼失
- 昭和29年3月26日
信用保証協会法による組織変更認可
- 昭和30年11月1日
米子連絡所開設
- 昭和34年8月1日
倉吉連絡所開設
- 昭和36年11月1日
米子支所設立
- 昭和43年11月30日
倉吉支所設立
- 昭和44年8月1日
境港連絡所開設
- 昭和53年4月15日
米子支所事務所移転
- 昭和55年4月13日
鳥取本所事務所移転
- 平成8年9月30日
米子支所事務所移転
- 平成17年3月31日
境港連絡所廃止
- 平成21年1月13日
鳥取本所事務所移転
- 平成28年11月1日
鳥取県中部地震により倉吉支所が被災し仮事務所へ移転
- 平成29年7月3日
倉吉支所復帰

「中期事業計画」「年度経営計画」の策定について

鳥取県信用保証協会では、公的保証機関としての社会的責任を果たすためには、保証協会自身の経営実態や経営方針を明確にし、中小企業者や金融機関、更には国民の皆様に対して説明責任を果たしていくことが必要であると考えています。

そこで、信用保証協会として運営規律の強化を図り、経営の透明性の向上を実現し、説明責任を果たすために、以下の計画を策定し公表しています。また、計画については、第三者機関による評価も行い、その結果についても公表することとしています。

計画に対するご質問につきましては、最寄りの当協会事務所までお寄せ下さいますよう、お願い申し上げます。

中期事業計画…向こう3ヵ年の業務運営における基本方針と年度毎の取組方針、主要事業における事業計画を記載する。

年度経営計画…中期事業計画を受けて、単年度における経営方針・重点課題・財務計画を記載する。

第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

鳥取県信用保証協会は、お客さまの多様なニーズに積極的に対応し、経営の安定と成長をサポートすることにより、地域経済の活力ある発展に貢献するため、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年間の中期事業計画を策定しました。

「未来を拓く考動を、あなたとともに。」をコンセプトに、経済に大きな影響をもたらしている新型コロナウイルス感染症に対し、お客さまとの信頼関係を更に深めることにより、共に打ち克ち、共に未来を切り拓いていくことを本計画の大きな柱としています。

また、コロナ禍の克服や新しい生活様式への適応等に取り組むお客さまに親身になって寄り添い、効果的に支援を行っていくことを本計画の中心課題と捉え、金融機関・関係支援機関とも連携しながら積極的な保証支援や経営課題の解決に向けて未来志向で共に考え行動する伴走型の経営支援を実施するなど、総力を挙げ、実効性のある企業支援に全力で取り組みます。

これらを実施するため、以下に掲げる項目を基本方針として取り組みます。

① コロナ禍に打ち克つための積極的な保証支援

社会環境や経済環境の変化を前向きに捉え、モニタリングやフォローアップ、事業性評価等を通じてお客さまの実態やニーズ、事業の将来性を的確に把握し、お客さまがコロナ禍に打ち克つために真に必要な資金の適切かつ迅速な提供、あるいはリスケジュールによるお客さま本位の保証支援に積極的に取り組みます。

金融機関・関係支援機関とは更に連携を深め、プロパー融資と保証付融資とを柔軟かつ適切に組み合わせつつ積極的な保証支援を行います。

② コロナ禍に打ち克つためのライフステージに応じた経営支援の強化

創業期から拡大期、再生期にわたるライフステージにおいて、コロナ禍の克服、新しい生活様式や経済環境への適応等に取り組むお客さまに親身になって寄り添い、経営課題の解決に向けて共に考え行動する伴走型の経営支援に全力で取り組みます。支援にあたっては、金融機関より提出される業況報告書の活用、フォローアップ等を通じてお客さまの経営課題を的確に捉え、必要に応じて金融機関・関係支援機関とも連携しながら、効果的な解決策の提供に努めます。

③ CS・ESの向上と持続可能な経営基盤の強化

お客さまから常に信頼される存在であり続けるとともに、地域経済の発展に貢献していくため、お客さまへの積極的な情報発信、働き方改革等によるCS・ESの向上、コンプライアンス態勢の継続による業務の健全性の確保、CSR活動の推進等にも積極的に取り組みます。

また、お客さまにとって利用しやすい保証協会として引き続き努力し、経営基盤の維持・強化を図ります。

令和3年度 経営計画

1. 業務環境

(1) 鳥取県の景気動向

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月に全国の都道府県を対象として緊急事態宣言が発令され、飲食・宿泊を中心に多くの業種で経済活動が大きく抑制されたことから、県内景気はリーマンショック以来の低水準となりました。

秋以降、製造業等の一部において回復の動きが見られたほか、GoToキャンペーンなど国の各種政策の効果により、宿泊業等においても一度は売上が前年実績を上回るなど景気は持ち直しの動きも出ましたが、12月以降、再び新規感染者数が増加し、1月に一部都府県を対象として緊急事態宣言が再発令されたこともあり、その反動はより大きく、県内景気は依然として厳しい状況が続いています。

(2) 中小企業を取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していますが、県内中小企業者の足元の資金繰りは、国・県の無利子無保証料融資（いわゆるゼロゼロ融資）や中小企業再生支援協議会による特別リスケジュール等の効果により一息ついており、中小企業の倒産件数は低水準で推移しています。

しかしながら、県内の多くの中小企業者が、生産性向上、事業承継等の経営課題を抱えていることに加え、今回の新型コロナウイルス感染症を起因とし、売上の蒸発による収支悪化及び借入債務の増加を余儀なくされており、経営環境は一段と厳しさを増しています。

一方で、金融機関や関係支援機関はポストコロナを見据えた課題解決支援への取り組みを始めており、中小企業者と一体となった伴走支援体制が整ってきています。

2. 業務運営方針

新型コロナウイルスの感染拡大が経済活動や生活様式に大きな影響をもたらしている中、当協会は、「未来を拓く考動を、あなたとともに。」をコンセプトに、お客さまと共に未来志向で考え行動し、共に未来を切り拓いていくことを柱とする第6期中期事業計画（令和3年度～令和5年度）を策定しています。本年度はその初年度として、コロナ禍の克服に取り組むお客さまに寄り添い、事業や雇用等を守って行くための資金繰り及び経営改善・事業再生等の支援に全力で取り組みます。

多様化・複雑化するお客さまの経営課題に対し、職員のさらなるスキルアップを図るとともに、地域の金融機関・関係支援機関とそれぞれの強みを活かして連携し合うことにより、効果的な解決策を提供します。

回収においては、個々の実情に応じた早期の回収方針の見極めと進捗管理の徹底により、効率化・最大化を図ります。

(1) ニーズに応じた適切な保証支援の推進

お客さまとの面談を通じて経営状況を的確に把握し、資金ニーズに応じた保証制度の迅速な提供、あるいは柔軟なリスケジュール対応に努めます。

(2) 事業性評価を基にした保証支援の推進

お客さまとの面談や事業計画等から経営環境や経営方針、経営課題等の把握に努め、事業性評価を基に新たな可能性・将来性を積極的に支援する保証の提供に努めます。特に、「鳥取県創業支援資金」、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度」（新設）、「伴走支援型特別保証制度」（新設）、「鳥取県事業承継支援資金」等の国・県の政策保証制度、及び返済方法を期日一括型とした資本性に近い資金を供給する独自保証制度「経営安定型保証（エスコート）」の利用推進を図ります。

(3) 金融機関との連携と適切なリスク分担による保証支援の推進

金融機関との日常的な対話や情報交換により更なる連携体制の構築を図ります。また、金融機関の審査情報を活用し、保証付融資とプロパー融資とを柔軟に組み合わせながら適切にリスク分担を図りつつ、必要十分な信用保証を迅速に提供するこ

とにより、お客さまのコロナ禍の克服、事業の成長・発展に向けた取り組みを力強く後押しします。特に、金融機関の情報を活用する独自保証制度「リレーション強化保証」の利用推進を図ります。

(4) お客さまの経営課題の早期把握

セーフティネット、危機関連保証を中心に金融機関が行うモニタリングに基づく業況報告書を活用しつつ、お客さまへのフォローアップを積極的に行い、信頼関係の構築と経営課題の早期かつ的確な把握に努めます。

(5) 効果的な経営支援の実施

経営課題の解決にあたっては、保証協会職員によるチーム支援やメソッドアドバイザー（専門家）派遣制度等を駆使し、お客さまと共に未来志向で“考動”する伴走型の経営支援に努めます。また、保証協会だけでは解決が困難な経営課題を有するお客さまに対しては、金融機関をはじめ、商工団体、とっとり企業支援ネットワーク、鳥取県中小企業再生支援協議会、鳥取県事業引継ぎ支援センター等の関係支援機関とも連携し、「経営支援連携プログラム」に基づく機動的かつ効果的な解決策の提供に努めます。

(6) 創業・事業承継支援の継続的な実施

創業・事業承継を地域の課題と捉え、機運を高めるためのセミナー等の開催や、個別案件に対する計画のブラッシュアップ、フォローアップ及び経営課題の解決に向けたアドバイス等の効果的な支援を関係支援機関と連携し実施します。

(7) 経営支援の効果測定

経営支援に関するデータの蓄積を進めるとともに、「経営改善支援」をポストコロナにおける当協会の経営支援業務の重点分野と位置付け、その効果的な実施に向けて、試験的にデータの分析・検証および必要な見直しを行い、令和6年度からの本格的な効果測定開始の準備を進めていきます。

(8) コンプライアンス態勢の維持・継続

コンプライアンスプログラムの継続的な実施と検証により、コンプライアンス意識の高い職場の風土づくりに努めます。

(9) 情報発信・広報活動の強化

お客さまの利便性向上を図るための効果的な情報発信と、保証協会の認知度を高めるための積極的な広報活動に努めます。

(10) CSR（企業の社会的責任）活動の充実・SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み

CSR活動の継続や、SDGsへの取り組みにより、地域住民の一員として社会への貢献に努めます。

(11) BCP（事業継続計画）の強化

これまでのBCPの運用徹底を継続し、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威に備え、事業継続体制の強化に努めます。

(12) 効果的な研修による職員の資質向上

外部研修への効果的な参加とそのフィードバック、テーマ別の内部研修実施による職員の資質向上に努めるとともに、専門的知識を有する中小企業診断士や、全国信用保証協会連合会信用調査検定による経営アドバイザー等の資格取得を推進します。

(13) 働き方改革の推進

働き方改革を推進し、ワークライフバランスや、職場のコミュニケーション充実を図り、イクボス・ファミボス宣言のもと、職員一人一人が働きやすい職場環境づくりに努めます。

3. 事業計画

項目	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	540億円	122.7%	25.5%
保証債務残高	2,476億円	199.7%	99.8%
代位弁済	50億円	200.0%	289.5%
回収	8億円	114.3%	161.3%

信用保証のご利用にあたって



ご利用いただける方

所在地

個人事業者の方は住居または事業所のいずれかを、法人の方は本店または事業所等のいずれかを鳥取県内に有し、事業を営んでいることが必要です。

企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、次表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
製造業等※	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

※運送業、建設業、不動産業等を含みます。

特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、常時使用する従業員数が該当していることが要件です。

業種

農林・漁業、金融業の他、サービス業の一部で保証対象とならない業種があります。

許認可

免許、許可、認可、登録、届出等を要する事業については、適法に許認可等を受けていることが必要です。

ご利用いただけない方

- ※ 手形交換所又は電子債権記録機関で取引停止処分を受けている方、又はその第二会社
- ※ 不渡りとなった手形の振出人又は引受人で、その処理が未了の方(電子記録債権の支払不能処分を含む)
- ※ 信用保証協会で代位弁済をしている方(ただし、一定の要件に該当すれば保証が可能な場合があります。)
- ※ 信用保証協会の求償権の保証人で債務履行をしていない方
- ※ 保証付融資の延滞等、保証実績の不良な方およびその保証人
- ※ 保証申込に際して、金融斡旋屋等の第三者が介在している方
- ※ 反社会的勢力等に該当する方
- ※ その他、中小企業信用保険法の適用を受けることができない方
- ※ 虚偽の申告をして保証を受けようとした方

信用保証の内容と条件

保証限度額

個人・法人 2億8千万円
組合 4億8千万円

一企業者の保証の限度額は、各制度を合算したものです。(他県の信用保証協会のご利用残高も含まれます。)

この他、上記の限度額とは別枠で扱える保証もありますので、詳しくは当協会各営業所にお問い合わせ下さい。

資金用途

事業経営に必要な運転資金、設備資金に限られます。
(生活資金など事業に関係のない資金は対象となりません。)

保証期間

それぞれの制度により定めがありますが、最長20年まで利用できる制度もあります。別掲の保証制度一覧表をご覧ください。

担保

必要に応じて提供をお願いしています。

※信用保証協会に担保を設定していただく場合には、登録免許税が租税特別措置法により通常の4/1000から1.5/1000に軽減されています。

連帯保証人

以下のような特別な事情がある場合を除いて、経営者ご本人以外の連帯保証人を徴求しません。

- ※ 実質的な経営権を有している方、営業許可名義人又は経営者ご本人の配偶者が連帯保証人となる場合
- ※ 経営者ご本人の健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合
- ※ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出がある場合

また、平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、平成30年4月より運用が開始された「経営者保証を不要とする取扱い」に沿い、経営者保証に依らない保証制度等を取り扱っています。

責任共有制度

協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の方に対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日責任共有制度が導入されました。

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。

金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。なお、金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が対象となりますが、一部、対象外となる保証制度があります。

対象から除かれている主な保証

- ・経営安定関連(セーフティネット)1号~4、6号にかかる保証
- ・危機関連保証
- ・小口零細企業保証(鳥取県中小企業小口融資保証)
- ・創業関連保険、創業等関連保険にかかる保証
- ・特別小口保証無担保無保証人保証にかかる保証

信用保証料

協会の保証によって融資を受けた中小企業者の方には、協会保証の利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失補てんの経費等、信用保証制度を運営する上で必要な費用に充当するものです。なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・斡旋料等一切いただいておりません。

保証料率

平成19年10月1日の責任共有制度導入に伴い、基本となる保証料率は「責任共有保証料率」となり、例外的に責任共有対象外となる保証に適用されるのが、「保証料率(責任共有対象外保証料率)」となりました。中小企業者の経営状況を踏まえた9区分の料率体系となっています。

保証料率区分

お客様の保証料率区分を決定する際の財務内容の総合的評価は、「中小企業信用リスク情報データベース(CRD)」を利用しています。

※中小企業信用リスク情報データベースとは、平成13年3月、経済産業省が中心となって、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。
(蓄積されたデータは匿名であり、個々の企業を特定したデータベースではありません。)

料率が一律の保証

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証は一律の保証料率が適用されていますが、経営状況が良好なお客様の場合、一般保証を利用したほうが保証料率が低くなる場合がありますので、個別のケースにつきましてはお問い合わせください。

●主な制度の信用保証料率は以下のとおりです。

【責任共有保証】	料率区分								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
県制度(一般)	1.45	1.38	1.28	1.18	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45
県制度(特別)	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45
経営力強化保証	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
流動資産担保融資保証	0.68								
セーフティネット保証(5、7、8号)	0.70								
事業再生円滑化関連保証	1.76								
【責任共有対象外保証】	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
県制度(小口零細企業保証)	0.48	0.43	0.38	0.33	0.27	0.22	0.18	0.13	0.11
経営力強化保証 (100%保証の同額借換のみ)	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50
特別小口保証無担保無保証人保証	0.80								
セーフティネット保証(1～4、6号)	0.80								
危機関連保証	0.80								
創業関連、創業等関連保証	0.80								

※最終的な保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定します。具体的には、担保のご提供がある場合は、0.1%の割引を行うことができます。保証料率については、最寄りの保証協会事務所までご確認ください。

※「特殊保証」とは、当座貸越根保証・事業者カードローン根保証・手形割引根保証を指します。

保証制度のご案内



主な鳥取県企業自立サポート事業

(令和3年4月現在)

資金名	保証限度額	保証期間	保証人	担保	保証料率		
中小企業小口融資	2,000万円	運転5年以内 設備7年以内	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	不要	0.11~0.48%		
小規模事業者融資	3,000万円	運転7年以内 設備10年以内		不要	0.11~0.48%		
中小企業自立化支援資金	1億円	運転7年以内 設備10年以内		必要に応じ		0.45~1.45%	
創業支援資金	1億円	10年以内				0.21~0.48%	
新事業展開資金	1億円	10年以内				0.23~0.68%	
					経営革新貸付		
					海外展開貸付		
新規需要開拓設備資金	2億8,000万円	20年以内				0.23~0.68%	
経営体質強化資金	8,000万円	10年以内				0.45~1.08%	
経営安定支援借換資金	2億円	10年以内					
地域経済変動対策資金	2億8,000万円	10年以内					
災害等緊急対策資金	2億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内					
経営再生円滑化借換特別資金	2億8,000万円	15年以内					
再生支援資金	1億円	15年以内					
事業承継支援資金	2億8,000万円	10年以内					
					一般貸付		0.21~0.48%
			特別貸付	0.00~1.90%			
働き方改革応援資金	3,000万円	10年以内		0.23~0.68%			
災害対応力強化資金	1億円	20年以内					

※企業自立サポート融資は、鳥取県が借入利息及び信用保証料の一部を補助する低利・長期の制度です。

※上記以外にも制度資金があります。また、対象者等融資条件につきましては、それぞれの制度で規定がありますので、詳しくは県、市町村、商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会の窓口へご相談ください。

市町村制度

各市町村の制度	各市町村では、独自の要綱を定めて様々な融資制度を設けています。資金名、保証限度額、保証期間、保証人等はそれぞれ取扱内容が異なります。詳しくは、当該市町村、商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会の窓口へご相談下さい。
---------	---

主な保証協会制度

(令和3年4月現在)

保証の種類	保証限度額	保証期間	保証人	担保	保証料率
一般保証	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	原則として 7年以内	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じ	保証協会所定
長期経営資金保証	2,000万円以上 2億円	3年以上 20年以内		必要に応じ	
経営力強化保証	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内		必要に応じ	
当座貸越根保証	2億8,000万円	2年以内		5千万円以内は原則不要	
事業者カードローン 当座貸越根保証	2,000万円	2年以内		原則不要	
小規模事業者カード ローン(強小プラス)	100万円 創業後1年未満のもの。但し、本保証を含めて保証債務残高3,000万円以内 1,000万円 但し、平均月商の3ヶ月以内かつ本保証を含めて保証債務残高3,000万円以内	2年以内		不要	
リレーション強化保証	1億円 但し、本制度の残高がある場合は合算する。	運転 10年以内 設備 20年以内		原則不要	
経営安定型保証 (エスコート)	8,000万円 但し、本制度の残高がある場合は合算する。	運転 5年以内		必要に応じ	
小規模リレーション強化 貸付保証(強小ネクストII)	1,500万円 但し、本保証を含めて保証債務残高3,000万円以内	10年以内		不要	
特定社債保証	4億5,000万円 但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度	7年以内		原則2億円超は必要	
流動資産担保融資保証	2億円	1年以内	棚卸資産 売掛債権	0.68%	

※このほかにも、信用保証協会保証制度がありますので、当協会までお問い合わせ下さい。

※一企業者の保証限度額は、各制度(保証協会制度、金融機関提携保証、県・市町村制度)を合算して2億8,000万円(組合は4億8,000万円)です。但し、国の施策による危機関連保証等は別枠となります。

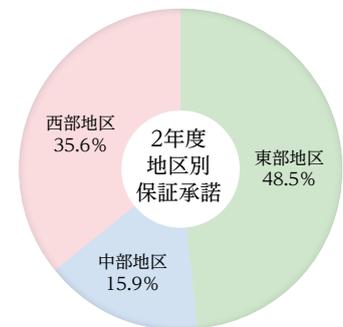
信用保証の動向 (四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります)

保証承諾

地区別

(単位: 億円、%)

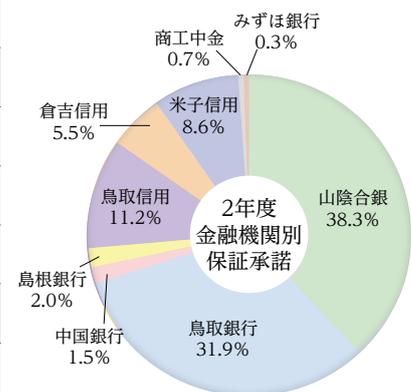
年度	金額	前年度比	東部地区			中部地区			西部地区		
			金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
30	438	99.5	199	101.6	45.4	68	90.5	15.5	171	101.0	39.0
元	479	109.5	206	103.6	43.0	75	110.2	15.7	199	116.0	41.5
2	2,097	437.5	1,017	493.9	48.5	334	448.8	15.9	746	375.0	35.6



金融機関別

(単位: 億円、%)

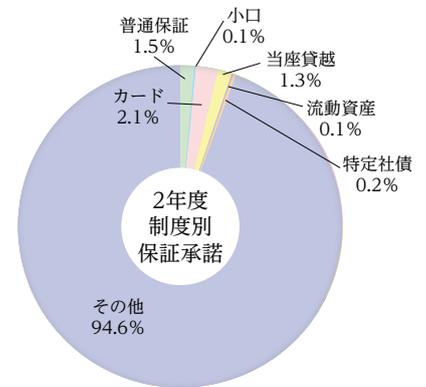
金融機関	年度	30			元			2		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
都市銀行		0	5.9	0.1	1	-	0.2	6	570.0	0.3
みずほ銀行		0	100.0	0.1	0	-	-	6	-	0.3
三菱UFJ		0	-	-	0	-	-	0	-	-
りそな銀行		0	-	-	1	-	0.2	0	-	-
地方銀行		303	101.0	69.2	315	104.0	65.7	1,505	477.8	71.8
山陰合銀		161	101.2	36.8	162	100.5	33.7	804	497.7	38.3
鳥取銀行		139	102.5	31.7	150	108.0	31.4	670	445.4	31.9
中国銀行		3	55.2	0.7	3	110.0	0.6	31	1,018.6	1.5
第二地銀		9	106.9	2.0	11	123.0	2.3	42	388.0	2.0
島根銀行		9	106.9	2.0	11	123.0	2.3	42	388.0	2.0
信用金庫		123	96.5	28.1	145	117.3	30.2	530	366.4	25.3
鳥取信用		56	96.1	12.8	56	98.6	11.6	235	422.7	11.2
倉吉信用		26	87.4	5.9	34	128.0	7.1	115	342.4	5.5
米子信用		41	104.2	9.4	55	136.2	11.5	179	324.5	8.6
商工中金		3	69.0	0.7	8	283.8	1.6	14	182.3	0.7
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		438	99.5	100.0	479	109.5	100.0	2,097	437.5	100.00



保証制度別

(単位：億円、%)

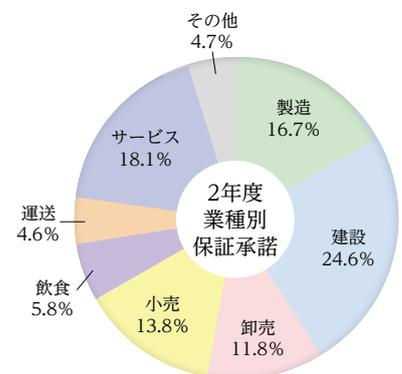
制度	年度	30			元			2		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
普通保証		48	87.8	10.9	47	98.0	9.8	32	69.2	1.5
一般保証		47	95.3	10.7	46	97.5	9.5	31	69.7	1.5
提携保証		1	18.0	0.2	1	125.3	0.3	1	53.1	0.0
制度保証		390	101.1	89.1	432	110.9	90.3	2,064	477.3	98.5
小口		3	217.5	0.6	4	149.1	0.8	2	42.3	0.1
カード		57	80.9	13.1	69	119.9	14.3	44	64.6	2.1
当座貸越		41	105.5	9.4	36	86.7	7.4	28	79.1	1.3
長期経営		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
流動資産		3	65.0	0.7	3	89.3	0.6	2	63.6	0.1
特定社債		2	175.0	0.5	4	200.0	0.9	4	91.1	0.2
その他		284	105.6	64.8	317	111.7	66.1	1,984	626.0	94.6
合計		438	99.5	100.0	479	109.5	100.0	2,097	437.5	100.0



業種別

(単位：億円、%)

業種	年度	30			元			2		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
製造		58	119.2	13.3	65	112.0	13.6	350	538.1	16.7
建設		118	93.0	26.9	125	106.3	26.1	516	412.7	24.6
卸売		45	109.2	10.2	45	100.6	9.4	247	549.8	11.8
小売		73	104.3	16.6	73	100.5	15.2	289	395.9	13.8
飲食		20	78.9	4.5	32	164.3	6.8	121	372.8	5.8
運送		17	110.6	3.8	17	103.0	3.6	97	562.4	4.6
サービス		83	93.2	19.0	86	103.8	18.0	379	439.8	18.1
その他		25	101.1	5.8	35	140.5	7.4	98	277.4	4.7
合計		438	99.5	100.0	479	109.5	100.0	2,097	437.5	100.0



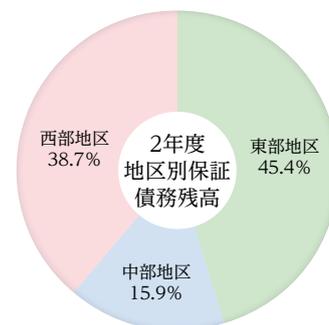
保証債務残高



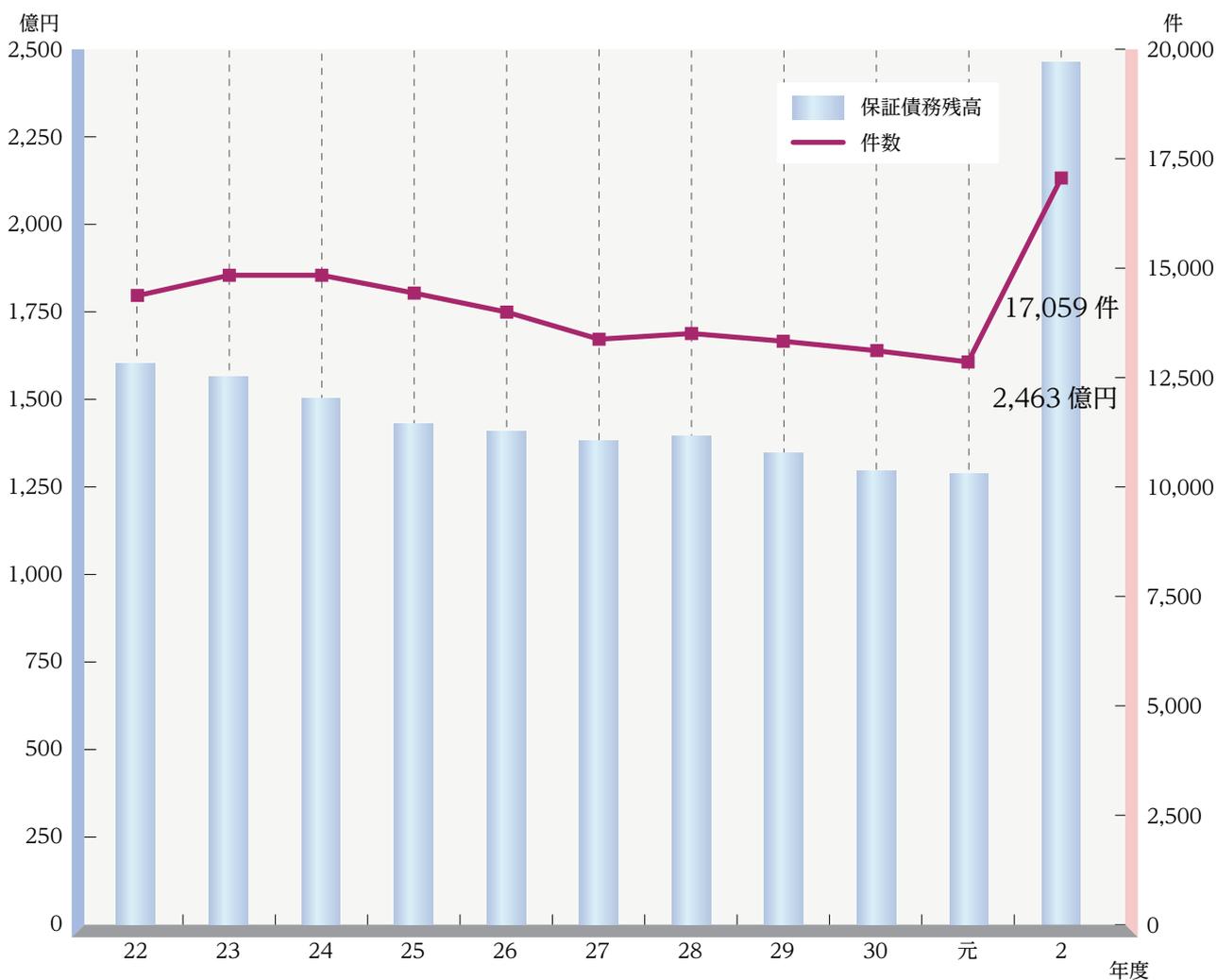
地区別

(単位：億円、%)

年度	金額	前年度比	東部地区			中部地区			西部地区		
			金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
30	1,297	96.1	568	95.6	43.8	230	97.7	17.8	499	96.1	38.4
元	1,287	99.2	557	98.0	43.3	220	95.5	17.1	510	102.3	39.6
2	2,463	191.4	1,119	200.9	45.4	392	177.9	15.9	952	186.8	38.7



最近10年間の保証債務残高の推移



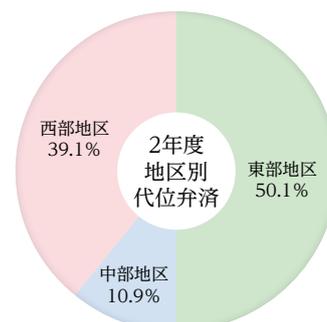
代位弁済



地区別

(単位：億円、%)

年度	金額	前年度比	代位弁済率	東部地区			中部地区			西部地区		
				金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
30	17	87.0	1.26	7	54.2	41.0	2	258.7	12.7	8	133.9	46.3
元	14	83.4	1.08	5	70.0	34.4	0	21.0	3.2	9	112.6	62.5
2	17	126.7	0.81	9	184.7	50.1	2	429.6	10.9	7	79.2	39.1

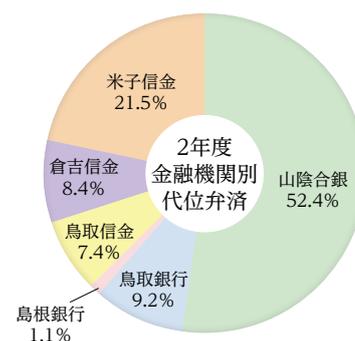


(注) 代位弁済率=代位弁済金額/保証債務平均残高

金融機関別

(単位：億円、%)

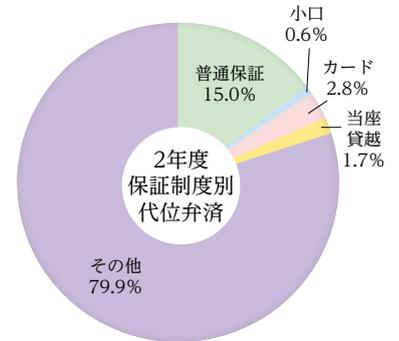
金融機関	30			元			2		
	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
都市銀行	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みずほ銀行	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三菱UFJ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
りそな銀行	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方銀行	10	66.1	60.9	11	107.1	78.2	11	99.7	61.6
山陰合銀	7	94.4	45.1	7	94.3	50.9	9	130.3	52.4
鳥取銀行	3	35.6	15.8	3	97.1	18.4	2	62.8	9.2
中国銀行	-	-	-	1	-	8.8	-	-	-
第二地銀	1	619.1	5.1	0	8.4	0.5	0	271.8	1.1
島根銀行	1	619.1	5.1	0	8.4	0.5	0	271.8	1.1
信用金庫	6	181.5	33.5	2	38.7	15.5	7	304.4	37.3
鳥取信用	2	79.6	10.4	1	47.3	5.9	1	160.3	7.4
倉吉信用	1	254.0	5.4	0	27.6	1.8	1	584.7	8.4
米子信用	3	545.5	17.6	1	37.0	7.8	4	348.1	21.5
商工中金	0	11.8	0.4	1	1,165.8	5.7	-	-	-
その他	-	-	-	0	-	0.0	-	-	-
合計	17	87.0	100.0	14	83.4	100.0	17	126.7	100.0



保証制度別

(単位：億円、%)

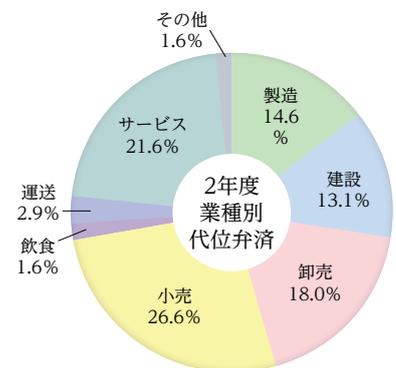
制度	年度	30			元			2		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
普通保証		3	262.3	19.6	1	44.5	10.4	3	182.2	15.0
一般保証		2	183.0	13.4	1	63.8	10.2	2	176.2	14.2
提携保証		1	4526.9	6.2	0	2.6	0.2	0	506.8	0.8
制度保証		13	74.8	80.4	12	92.9	89.6	15	120.2	85.0
小口		0	54.2	0.7	0	236.3	2.0	0	40.8	0.6
カード		1	111.1	6.0	1	120.4	8.6	0	40.6	2.8
当座貸越		0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	1.7
長期経営		0	—	1.5	0	0.0	0.0	0	—	0.0
その他		12	72.1	72.3	11	91.0	78.9	14	128.2	79.9
合計		19	87.0	100.0	14	83.4	100.0	17	126.7	100.0



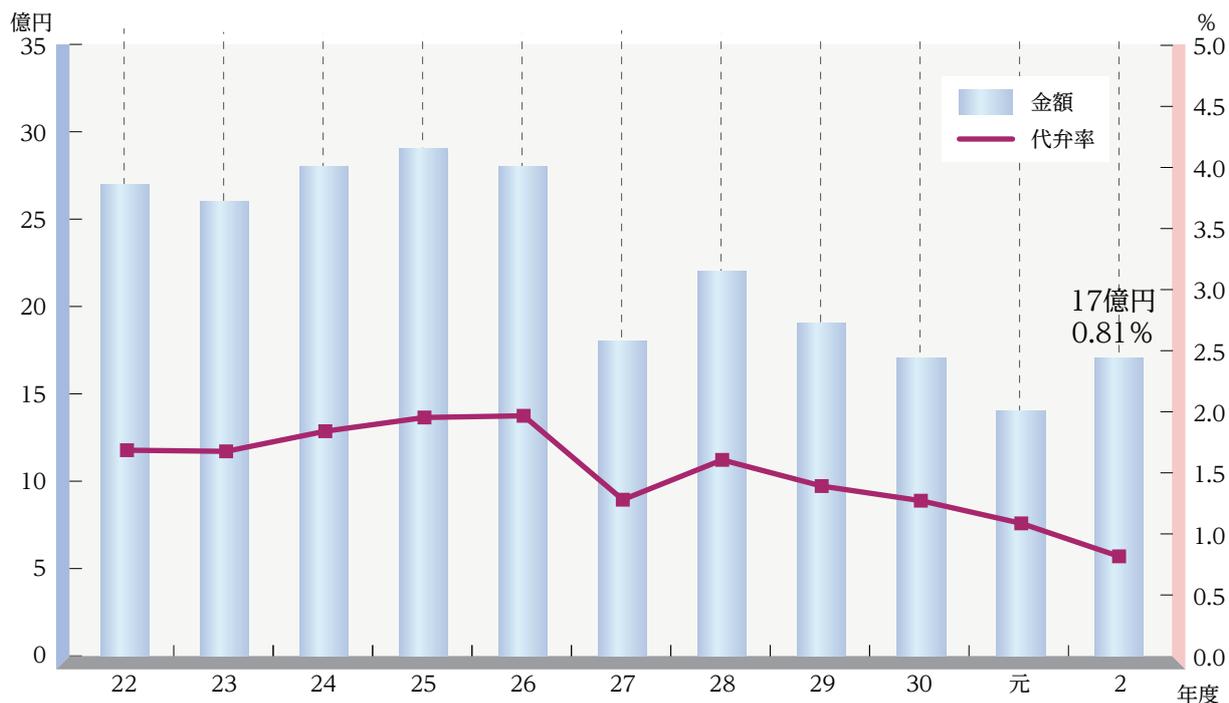
業種別

(単位：億円、%)

業種	年度	30			元			2		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
製造		5	59.6	29.4	2	50.4	17.8	3	104.2	14.6
建設		3	155.1	15.9	3	116.9	22.3	2	74.5	13.1
卸売		1	111.9	8.9	3	229.3	24.5	3	93.3	18.0
小売		2	79.4	11.0	2	102.5	13.5	5	248.7	26.6
飲食		2	219.2	12.8	2	89.9	13.8	0	14.4	1.6
運送		1	1245.6	3.1	0	0.0	—	1	—	2.9
サービス		2	51.7	13.1	1	50.8	8.0	4	342.5	21.6
その他		1	288.9	5.8	0	2.7	0.2	0	1080.9	1.6
合計		17	87.0	100.0	14	83.4	100.0	17	126.7	100.0



最近10年間の代位弁済額と代位弁済率の推移



(注) 代弁率 = $\frac{\text{代位弁済額(元利金)}}{\text{保証債務平均残高}}$

市町村別保証承諾・残高・代位弁済

(単位：百万円、%)

項目 市町村	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
鳥取市	4,873	93,361	44.5	6,511	102,298	41.5	40	760	43.5
倉吉市	1,175	19,226	9.2	1,708	21,831	8.9	8	104	5.9
米子市	3,190	52,512	25.0	4,836	69,888	28.4	41	555	31.8
境港市	593	12,076	5.8	860	13,325	5.4	5	37	2.1
市計	9,831	177,175	84.5	13,915	207,342	84.2	94	1,456	83.3
岩美町	163	3,134	1.5	228	3,505	1.4	4	13	0.7
若桜町	30	446	0.2	72	668	0.3	2	10	0.6
智頭町	182	2,274	1.1	226	2,403	1.0	7	31	1.8
八頭町	197	2,822	1.3	279	3,104	1.3	4	61	3.5
三朝町	107	1,701	0.8	162	2,311	0.9	—	—	—
北栄町	296	5,206	2.5	431	5,686	2.3	2	16	0.9
湯梨浜町	215	2,906	1.4	346	4,004	1.6	—	—	—
琴浦町	317	4,527	2.2	498	5,475	2.2	5	70	4.0
日吉津村	72	1,262	0.6	108	1,439	0.6	1	3	0.2
大山町	150	2,589	1.2	263	3,456	1.4	10	64	3.7
南部町	114	1,560	0.7	180	1,689	0.7	1	1	0.1
伯耆町	117	2,401	1.1	164	3,020	1.2	—	—	—
日南町	51	577	0.3	66	719	0.3	1	21	1.2
日野町	41	533	0.3	71	846	0.3	—	—	—
江府町	33	571	0.3	50	650	0.3	1	3	0.2
町村計	2,085	32,506	15.5	3,144	38,976	15.8	38	292	16.7
合計	11,916	209,681	100.0	17,059	246,319	100.0	132	1,748	100.0

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまへの経営支援について

当協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまへの資金繰り支援について、「鳥取県新型コロナウイルス感染症対応資金保証制度」や「鳥取県地域経済変動対策資金保証制度」等を通じて迅速な金融支援を継続して参りました。

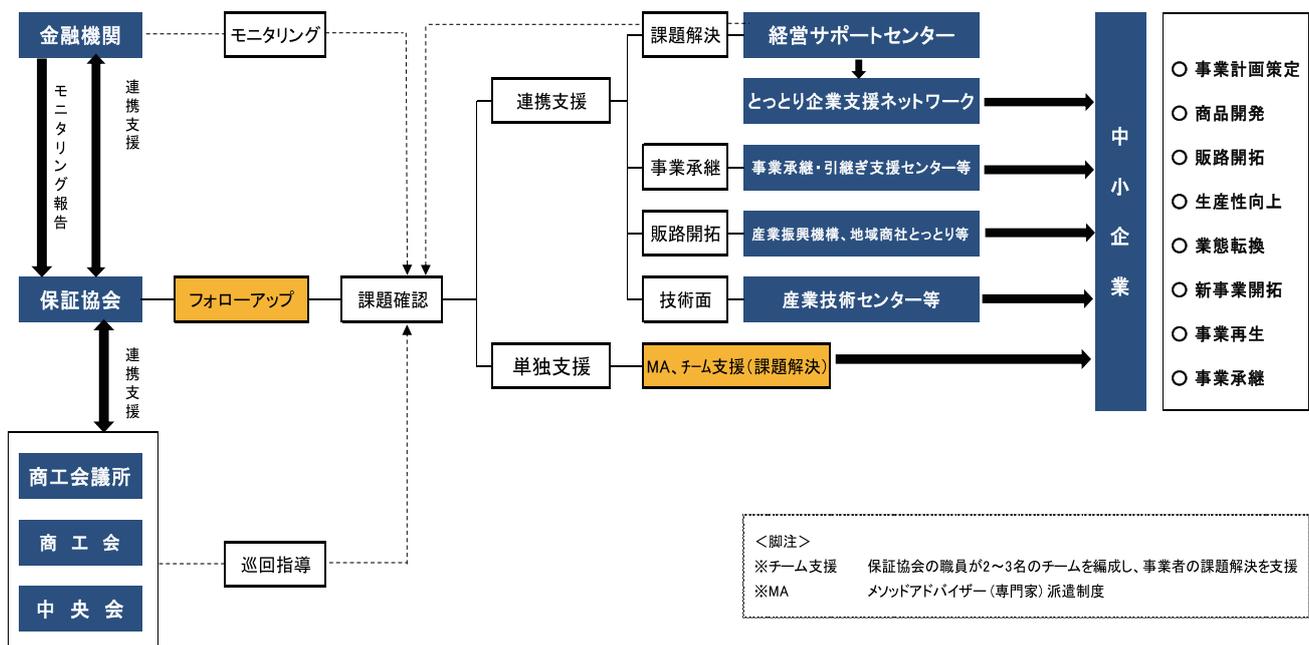
また、令和3年4月より業務統括部内に「経営支援連携実施推進本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境にあるお客さまに対する支援スキームとして、「モニタリングを活用した経営支援連携プログラム」を策定、推進していくこととしました。

このプログラムは、新型コロナウイルス感染症対応資金等を利用した先に対して、金融機関の行うモニタリングを活用し、事業者が取り組む経営改善に対してフォローアップやチーム支援など総力を挙げて伴走支援に取り組むとともに、金融機関をはじめ他の支援機関と連携し、お客さまのサポートをおこなっていくものです。

さらに、令和3年5月からは、8機関^(※)が連携して「コロナ禍克服相談窓口」を設置し、事業者から直接相談が寄せられる体制も整備しましたので、コロナ禍の克服に取り組むお客さまと共に、事業や雇用等を守って行くための資金繰り及び経営改善・事業再生等の支援に全力で取り組んで参ります。

(※)経営サポートセンター、鳥取・倉吉・米子・境港各商工会議所、鳥取県商工会联合会、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県信用保証協会

モニタリングを活用した経営支援連携プログラム (スキーム図)





鳥取県信用保証協会の SDGs への取り組み

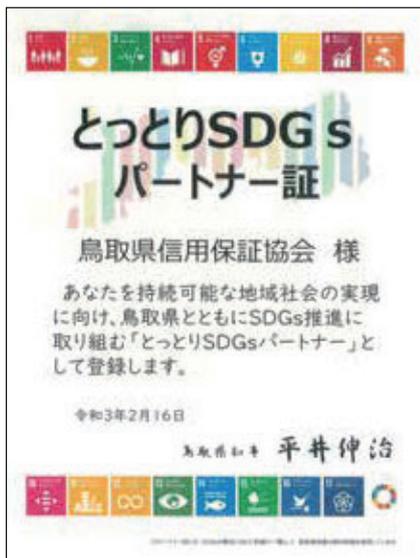
当協会では、これまで中小企業、小規模事業者のお客さまへの公的信用保証を通じた金融支援、経営支援により、地域経済、地域社会の発展に取り組んできました。

また、事務所内の冷暖房の適正温度管理や、不要な照明の消灯等による環境に配慮したオフィス活動、職員の心身のリフレッシュや有給休暇の取得促進等に向けた規則整備等、働きやすい職場づくりを推進するほか、「弓ヶ浜・白砂青松そだて隊」の活動(松林の草刈等)など社会貢献活動を実施しています。

当協会のこうした取組みは、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成に繋がるものであり、役職員一同がSDGsの趣旨を共有し、「とっとりSDGsパートナー」の一員として、SDGsの達成に向けた取組みを推進してまいります。

今後の活動

上記活動を継続して推進しながら、ESG、SDGsの推進に繋がる信用保証制度の更なる充実の検討を行う等、ゴール8をはじめとしたSDGsの達成に貢献していきます。



ESG型特定社債保証制度



弓ヶ浜白浜青松活動(松林の草刈り等)の様子

SDGsとは?

SDGsとは、「持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals」の略称のことです。2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際目標です。社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



広報活動について

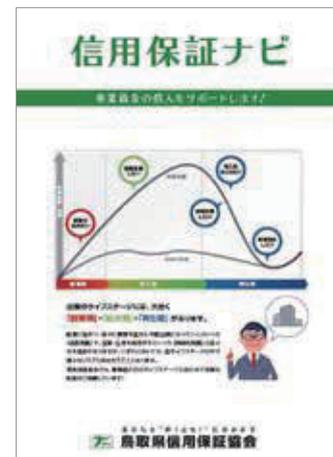
当協会では、信用保証について一層のご理解をいただくため、広報活動を実施しています。

ホームページによる情報発信



各種パンフレットの作成

事業を始めようとする方に対してわかりやすく案内する『創業ナビ』、協会をご利用になれる際の引きとなるよう、手続き方法、注意事項等を記載した『信用保証ナビ』を用意しています。



各種リーフレットの作成

おすすめの保証制度等について各種リーフレットを用意しています。



創業・経営・再生支援業務のご案内

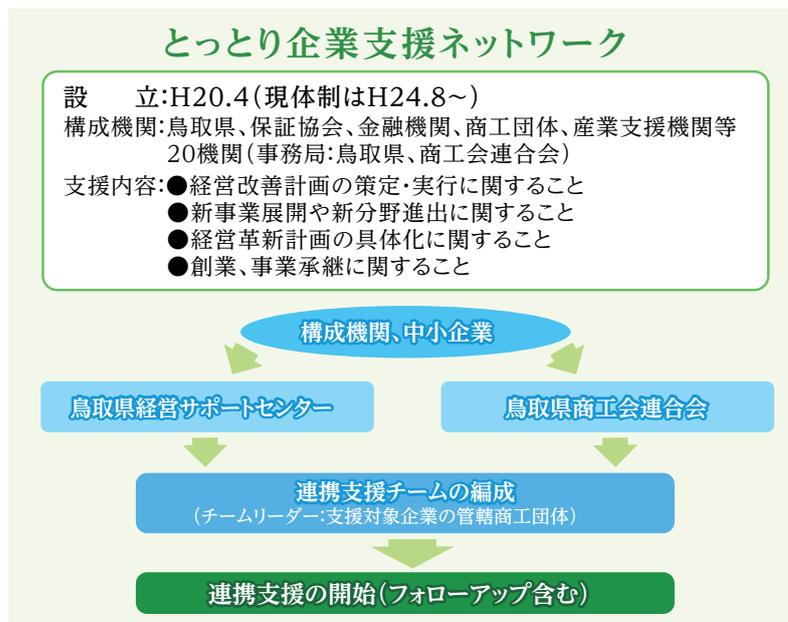
当協会では、中小企業の方々の経営に関するお悩みや諸問題に対して、所属の中小企業診断士や外部専門家が無料でご相談にお応えしています。

創業支援

創業に関するアドバイスや必要資金に係る信用保証はもとより、創業後もフォローアップを行い、様々なご相談に応じるなど、創業支援に積極的に取り組んでいます。

経営支援

中小企業の方々が抱える経営上の諸問題や設備投資に伴う資金調達等のご相談にお応えしているほか、鳥取県や県内の商工団体、金融機関、関係機関等と連携した『とっとり企業支援ネットワーク』に参画し、各構成機関と共同で経営上の課題に対する改善策等の提案を実施しています。



再生支援

経営の再生を図る中小企業を対象とした、事業再生支援のための保証制度を取り揃えるとともに、鳥取県中小企業再生支援協議会や山陰中小企業支援3号、4号ファンドとも連携して積極的に再生支援に取り組んでいます。

『メソッドアドバイザー派遣事業』

中小企業の方々が抱える経営上の諸問題(販売、技術、人材、情報化等)に対して、当該課題解決のため、適切な指導・助言を行うことのできる専門的な知識および経験を有する専門家を無料で派遣する、当協会独自の『メソッドアドバイザー派遣事業』をおこなっています。また、創業や経営改善における事業計画書の作成に際しても、本事業を利用することができます。

ご 相 談 窓 口

鳥取営業所 保証課・経営支援課

〒680-0031
鳥取市本町三丁目201番地
鳥取産業会館3階
電話 0857-26-6631
FAX 0857-27-5149

倉吉支所

〒682-0887
倉吉市明治町1037番地11
倉吉商工会議所会館1階
電話 0858-22-6103
FAX 0858-22-7351

米子支所 保証課・経営支援課

〒683-0823
米子市加茂町二丁目204番地
米子商工会議所会館4階
電話 0859-34-3535
FAX 0859-34-2877

令和2年度業務報告書

事業概況

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日

◆事業方針

令和2年度当初における主な事業の方針は次のとおりでした。

基本方針

当協会は、平成30年度にスタートした中期事業計画の最終年度として、引き続き「あなたと“伴(とも)”に歩みます」をコンセプトに、お客様のライフステージに応じて、金融機関・関係支援機関との連携強化により効果的な支援策の提供を行うとともに、創業者への継続支援、事業承継への積極的な支援を行うことにより、県内企業の少子化、高齢化を克服した持続可能な地域経済の形成に貢献する。また、これらの実施に向けての支援体制を整えるため職員の資質の向上を図るとともに、より信頼される保証協会となるためコンプライアンス態勢の維持・継続、CSR活動の推進、BCPの運用徹底等に努める。

主要課題

- (1) お客さま本位の最適な信用保証の提供
- (2) 金融機関との連携強化によるお客さまの成長・発展への支援
- (3) お客さまとのリレーション強化と経営課題の早期発見
- (4) 関係支援機関と連携した効果的な経営支援の推進
- (5) 事業再生支援への取組強化
- (6) コンプライアンス態勢の維持・継続
- (7) 組織活性化のための働きやすい職場環境づくり

◆業績

2年度の業務実績は次のとおりでした。

区 分	金 額	対前年比	増減額
保 証 承 諾	209,681	437.5	161,758
保 証 債 務 残 高	246,319	191.4	117,605
保 証 債 務 平 均 残 高	215,151	167.9	86,984
代 位 弁 済	1,748	126.7	368
対債務者回収（元損）	520	77.9	△ 147

(単位:百万円、%)

①保証承諾

当年度の保証承諾は、11,916件、209,681百万円(対前年比437.5%)となり、前年度を大幅に上回り過去最高となりました。

これは、保証承諾全体の約9割を占めた国の「新型コロナウイルス感染症対応資金」及び「鳥取県地域経済変動対策資金(新型コロナウイルス感染症対応資金)」に積極的な対応を行った結果です。

その他の保証制度では、創業予定者等を対象とした鳥取県創業支援資金が1,016百万円(同87.4%)設備投資及びそれに伴う運転資金等を超長期で利用できる鳥取県新規需要開拓設備資金が2,593百万円(同64.3%)となりました。

業種別金額ベースでは、保証債務残高構成比が高い建設業、サービス業、製造業の順に高くなっていますが、者数ベースでは新型コロナウイルス感染症の影響が特に大きい飲食業、サービス業の利用が増加しました。

この結果、当協会保証利用者は1,550者増加し、県内中小企業者の51.7%の利用度となり、初めて50%を超えました。

②保証債務残高

期末の保証債務残高は、新型コロナウイルス感染症対応資金として真水資金を積極的に対応した結果、246,319百万円(対前年比191.4%)と大幅に増加し、保証承諾額とともに過去最高となりました。

③代位弁済

当年度の代位弁済は、新型コロナウイルス感染症対応資金や鳥取県中小企業再生支援協議会と連携した特例リスクスケジュールへの積極的な対応等により、企業倒産が落ち着いたことから1,748百万円(対前年比126.7%)、保証債務平均残高に対する代位弁済率は0.81%(前年1.08%)と低水準でした。

業種別では、サービス業が378百万円(同342.5%)、小売業が464百万円(同248.7%)、製造業が256百万円(同104.3%)などとなりました。そのうち、サービス業の201百万円については再生を伴う代位弁済でした。

④求償権回収

当年度の求償権回収は、担保処分等による回収の減少や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う収入減による定期回収の減少が主な要因となり520百万円(対前年比77.9%)となりました。

⑤基本財産

今年度の基本財産に変動はありませんでした。

(単位:千円)

基本財産	当期末残高	増減額
基 金	4,536,645	0
基 金 準 備 金	7,084,936	0
合 計	11,621,581	0

収支計算書

(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

(単位:千円)

支 出	
科 目	金 額
経常支出	
業務費	645,636
借入金利息	0
信用保険料	1,027,071
責任共有負担金納付金	0
雑支出	44,624
合 計	1,717,331
経常収支差額	701,142
経常外支出	
求償権償却	1,558,254
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	194
退職金	1,654
責任準備金繰入	1,477,913
求償権償却準備金繰入	246,091
その他支出	17,240
合 計	3,301,345
経常外収支差額	△ 889,404
当期収支差額	0
収支差額変動準備金繰入額	0
基本財産繰入額	0

収 入	
科 目	金 額
経常収入	
保証料	1,545,474
預け金利息	2,053
有価証券利息配当金	204,949
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	9,717
事務補助金	457,229
責任共有負担金	189,026
雑収入	10,024
合 計	2,418,473
経常外収入	
償却求償権回収金	69,327
責任準備金戻入	777,645
求償権償却準備金戻入	182,251
求償権補てん金戻入	1,379,676
保険金	1,283,137
損失補償補てん金	96,539
補助金	0
その他収入	3,042
合 計	2,411,941
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	188,263

(注) 1. 責任準備金、求償権償却準備金、退職給与引当金については、それぞれ業務方法書に定められた金額を100%計上しています。

2. 四捨五入の関係で各項目の合計は一致しない場合があります。

貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	0	基本財産	11,621,581
預け金	5,039,714	基金	4,536,645
当座預金	0	基金準備金	7,084,936
普通預金	655,294	制度改革促進基金	0
通知預金	0	収支差額変動準備金	3,532,413
定期預金	4,375,750	責任準備金	1,477,913
郵便貯金	8,670	求償権償却準備金	246,091
金銭信託	0	退職給与引当金	360,659
有価証券	15,545,046	損失補償金	0
国債	0	保証債務	246,318,838
地方債	1,872,381	求償権補てん金	0
社債	13,569,665	保険金	0
株式	3,000	損失補償補てん金	0
受益証券	100,000	借入金	0
その他有価証券	124,735	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	124,735	短期借入金	0
動産・不動産	329,527	(うち日本政策金融公庫分)	0
事業用不動産	275,142	収支差額変動準備金造成資金	0
事業用動産	54,385	雑勘定	5,336,995
所有動産・不動産	0	仮受金	25,617
損失保証金見返	0	保険納付金	61,066
保証債務見返	246,318,838	損失補償納付金	15,328
求償権	511,254	未経過保証料	5,190,454
譲受債権	0	未払保険料	1,101
雑勘定	1,025,376	未払費用	43,428
仮払金	412,399		
保証金	0		
厚生基金	124,017		
連合会出資金	0		
連合会勘定	4,439		
未収利息	47,471		
未経過保険料	437,050		
合 計	268,894,490	合 計	268,894,490

財産目録 (令和3年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金	0	責任準備金	1,477,913
預け金	5,039,714	求償権償却準備金	246,091
金銭信託	0	退職給与引当金	360,659
有価証券	15,545,046	損失補償金	0
その他有価証券	124,735	保証債務	246,318,838
動産・不動産	329,527	求償権補てん金	0
損失補償金見返	0	借入金	0
保証債務見返	246,318,838	雑勘定	5,336,995
求償権	511,254		
雑勘定	1,025,376		
合 計	268,894,490	合 計	253,740,496
		正味財産	15,153,995

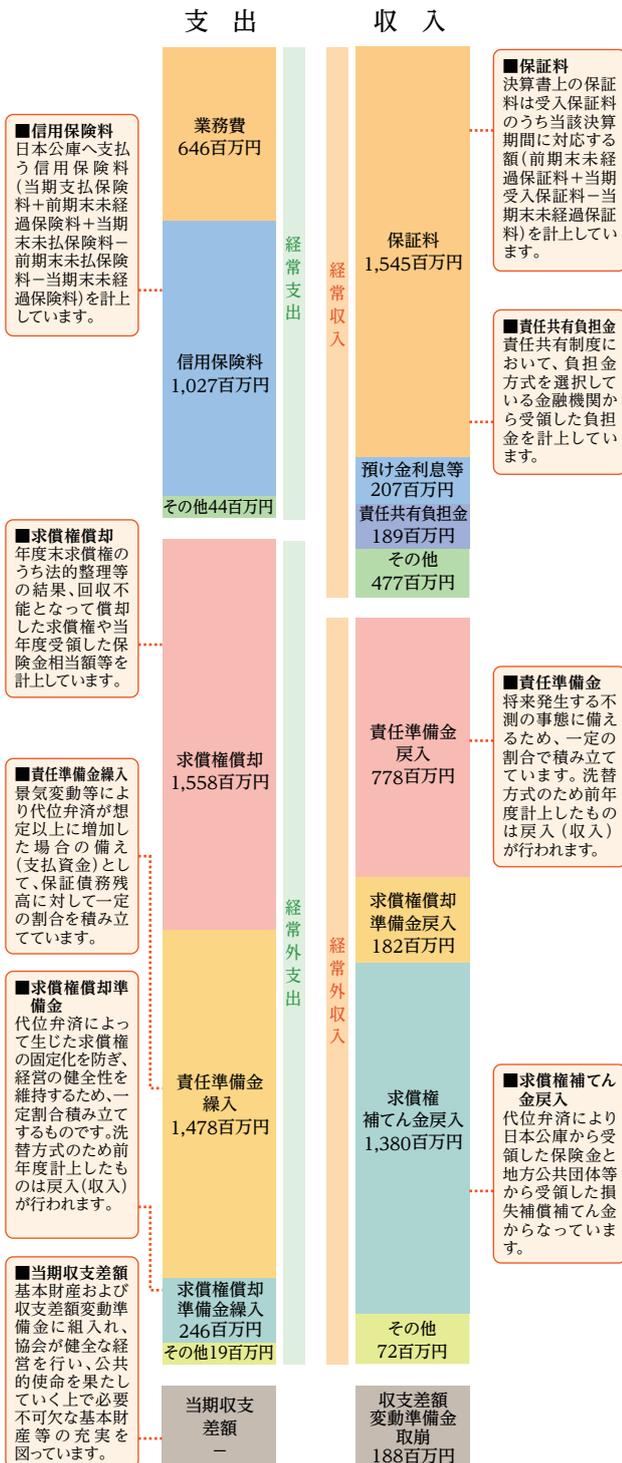
基本財産

(単位：千円)

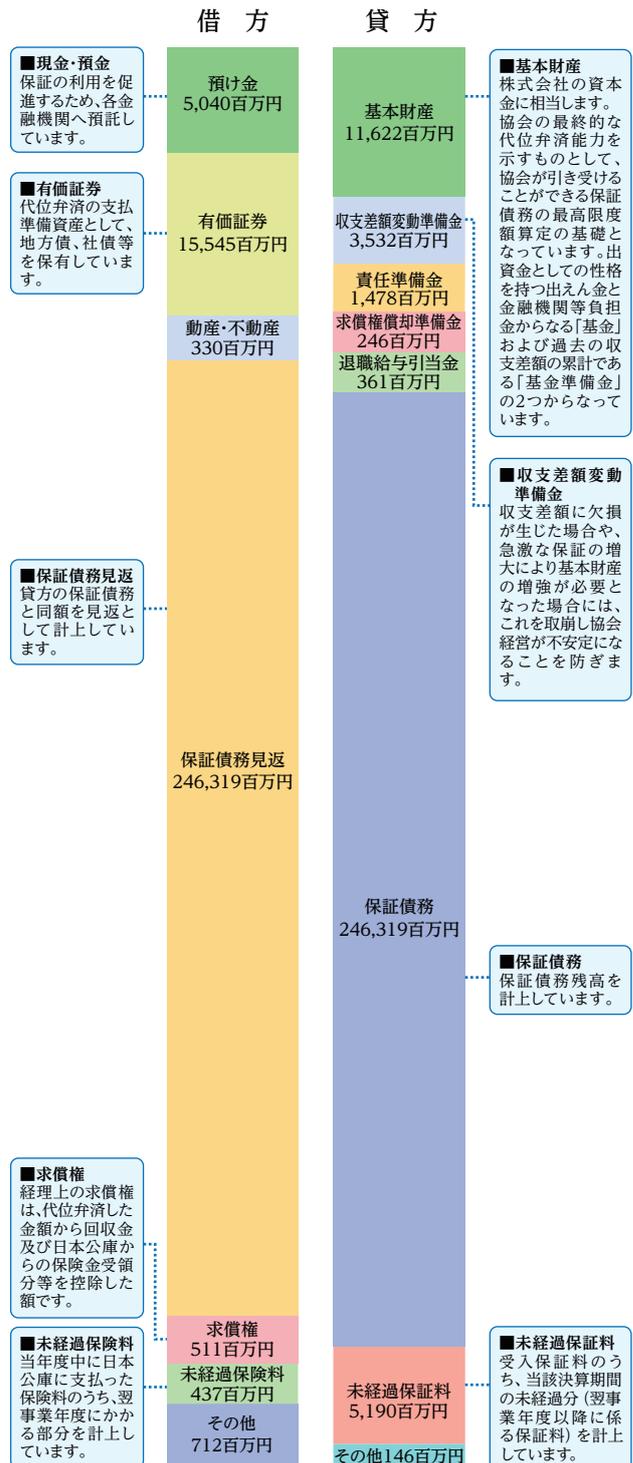
区 分	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
基金	4,536,645	0	4,536,645
基金準備金	7,084,936	0	7,084,936
合 計	11,621,581	0	11,621,581

- (注) 1. 基本財産は会社の資本金に当るもので、経営基盤の安定を図るために増強を図っていく必要があります。
 2. 保証協会が保証できる最高限度額は、基本財産の42.8倍までと定められており、今後の保証申込に応じるためにも基本財産の増強が不可欠です。
 3. 保証債務限度額=基本財産11,621,581千円×42.8=497,403百万円

収支計算書の用語説明



貸借対照表の用語説明



個人情報保護への取組みについて

平成17年4月1日より、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利権益を保護することを目的とした「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」が施行されました。

鳥取県信用保証協会では、信用保証をご利用頂く中小企業者の皆様の個人情報を取り扱う事業者として、個人情報保護法を始めとする関係法令を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を図るため、個人情報保護宣言を始めとする各種ポリシーを定め、各種規程等を整備しています。

併せて、諸規程が遵守されるよう内部研修等を徹底し、全役職員が個人情報保護法の趣旨を理解し、保有している情報が適正に管理・運用されるよう努めてまいります。

さらに、開示・訂正のご請求や、寄せられた苦情等に対して適切に対応し、公的保証機関として皆様の信頼を損ねることのないよう、万全の体制をとることとしています。

個人情報保護宣言

鳥取県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口にて備え置きしてある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参(または郵送)ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては、郵送希望の場合のみ郵便料金実費(簡易書留404円)をご負担いただきます。(切手納付可)

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6)(7)の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口等

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 電 話 番 部 署 名	所 号 名	〒680-0031 鳥取市本町三丁目201番地 0857-26-6631 鳥取県信用保証協会 鳥取営業所
住 電 話 番 部 署 名	所 号 名	〒682-0887 倉吉市明治町1037番地11 0858-22-6103 鳥取県信用保証協会 倉吉支所
住 電 話 番 部 署 名	所 号 名	〒683-0823 米子市加茂町二丁目204番地 0859-34-3535 鳥取県信用保証協会 米子支所

以上

コンプライアンス体制について

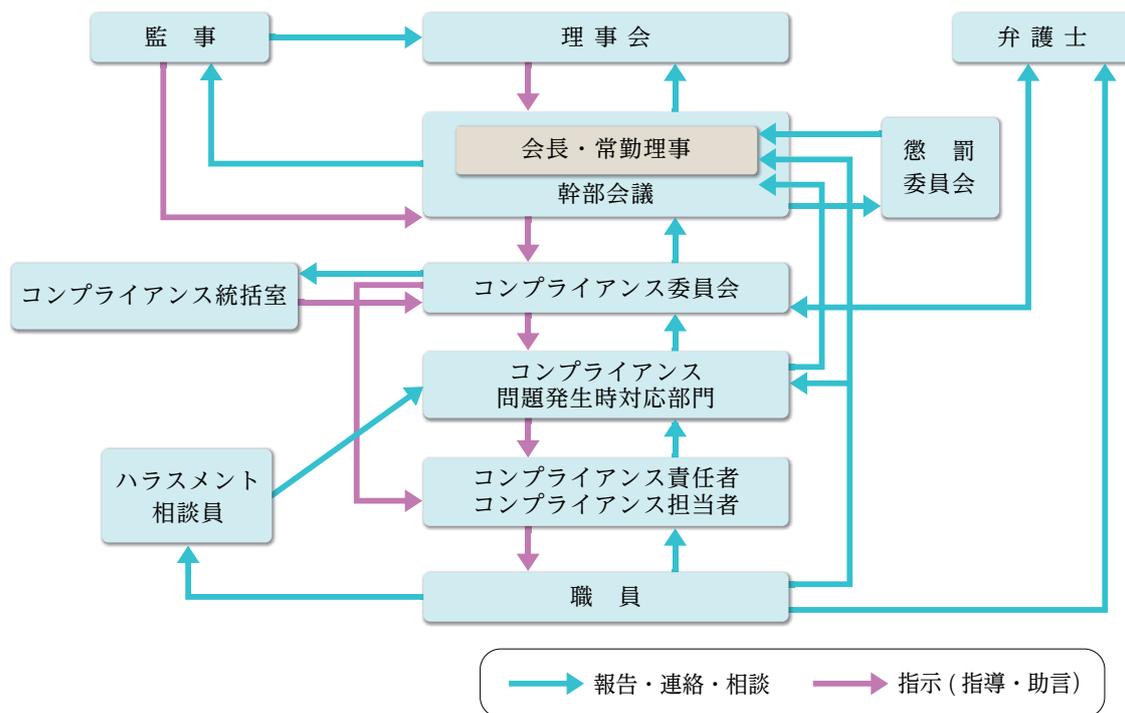
鳥取県信用保証協会では、公共性と社会的使命の重要性に鑑み、業務を遂行する役職員は、公正な行動規範にそった業務の遂行により、社会的信頼を高めていくとともに、健全な協会運営に努めてまいります。

また、コンプライアンスプログラムの反復的な実施により、発生した問題の検証と実施した改善策に対する評価を行うとともに、潜在リスクの洗い出しによる事務リスクの最小化に努めてまいります。

1. 基本姿勢

- ・ 経営の効率化に努め、健全な業務運営を通じて、信用保証協会としての信頼性の確立を図ります。
- ・ 中小企業者の方に対する真に必要な信用保証を創造し、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスを提供します。
- ・ 信用保証協会法をはじめとする関係法令、協会内規等を正しく遵守し、社会的規範にもとることなく、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。
- ・ 社会の安全・秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、厳にこれを排除し、信用保証の悪質利用を阻止します。
- ・ 広く地域住民とのコミュニケーションを図り、地域社会への貢献に努めます。

2. 基本体制図



反社会的勢力排除宣言

鳥取県信用保証協会は、反社会的勢力者等の保証協会を不正に利用しようとする者に対し、一切関係を持たず、地域社会から信頼される組織であり続けるために、次の5項目を宣言いたします。

1. 当協会は、組織全体で反社会的勢力者等の不正利用者に対応します。
2. 当協会は、反社会的勢力者等不正利用者の不当要求に備えて、常時、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。
3. 当協会は反社会的勢力者等不正利用者の関係を一切遮断し、不当要求に対しては、民事と刑事の両面から対応します。
4. 当協会は、反社会的勢力者等不正利用者の不当要求が、業務遂行上の不祥事や協会職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽いたしません。
5. 当協会は、反社会的勢力者等不正利用者に対する信用保証は一切行いません。

役員・機構図

(令和3年4月1日現在)



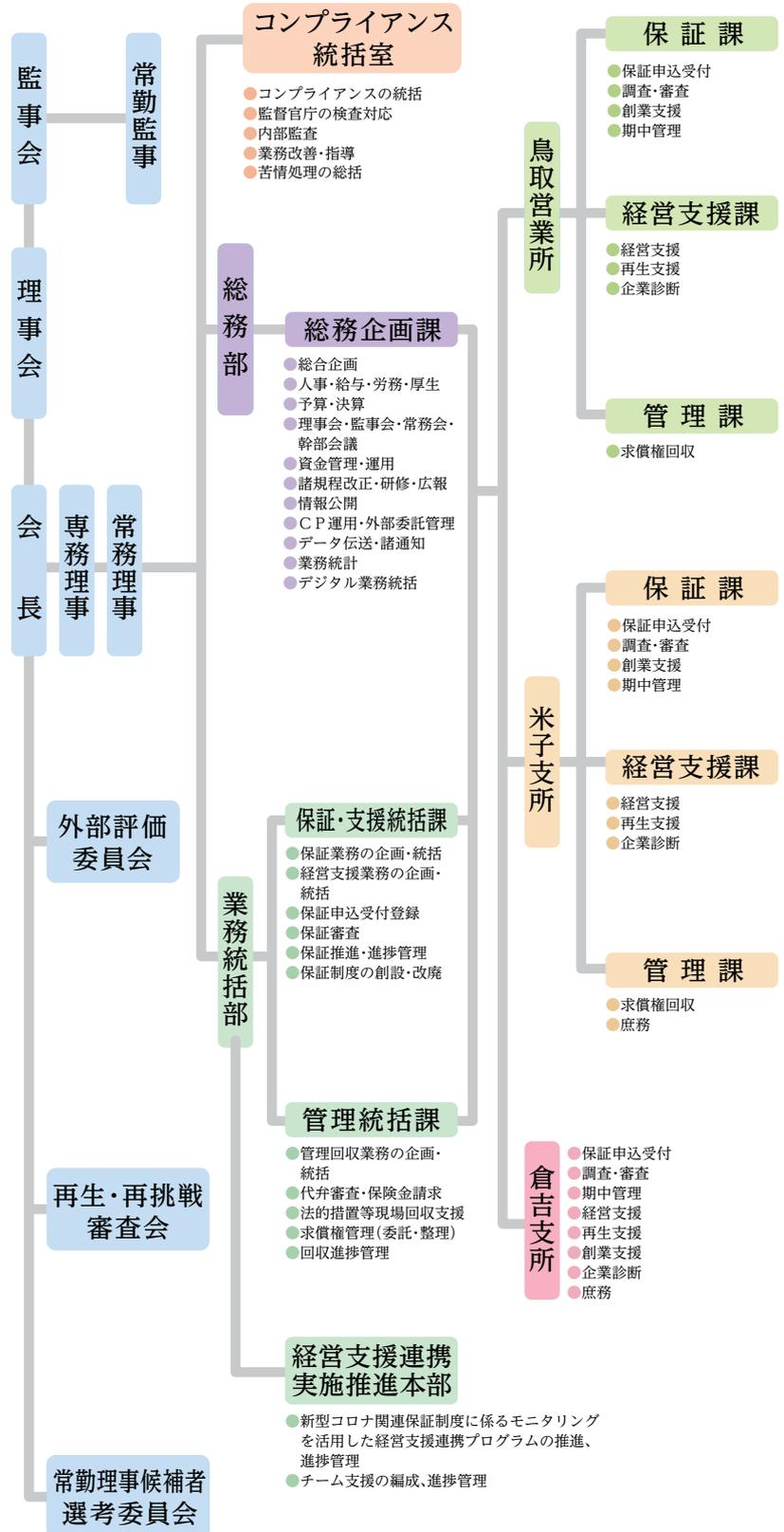
役員 理事17名 監事3名

会長	林 昭男	常勤
専務理事	長田 秀樹	常勤
常務理事	北川 弘之	常勤
理事	池田 一彦	鳥取県商工労働部長
同	羽場 恭一	鳥取県市長会鳥取市副市長
同	吉田 英人	鳥取県町村会八頭町町長
同	真鍋 和彦	鳥取商工会議所副会頭
同	倉都 祥行	倉吉商工会議所会頭
同	森脇 孝	米子商工会議所副会頭
同	堀田 收	境港商工会議所会頭
同	谷口 譲二	鳥取県中小企業団体中央会会長
同	河毛 寛	鳥取県商工会連合会会長
同	杉原 伸治	山陰合同銀行代表取締役専務執行役員
同	平井 耕司	鳥取銀行代表取締役頭取
同	藏増 篤志	鳥取県信用金庫協会会長
同	中尾 悠利子	公立鳥取環境大学経営学部准教授
同	藤井 豊子	鳥取女性中央会幹事
監事	岡墻 純一郎	常勤
同	太田 正志	弁護士
同	米田 由起枝	税理士

職員 58名

鳥取本所	38名
倉吉支所	5名
米子支所	15名

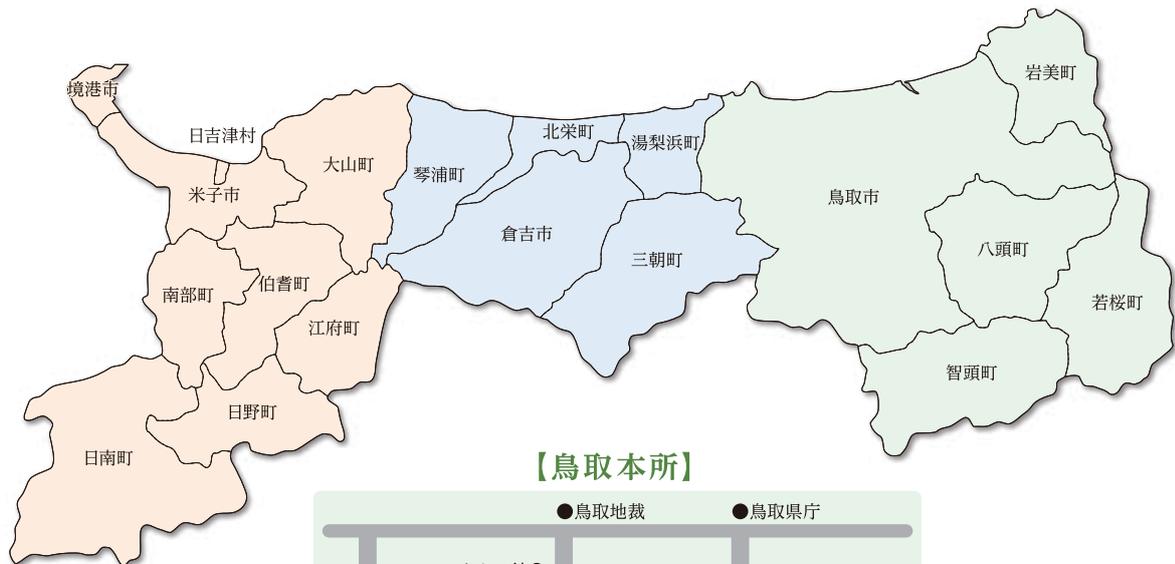
機構と主な事務分掌



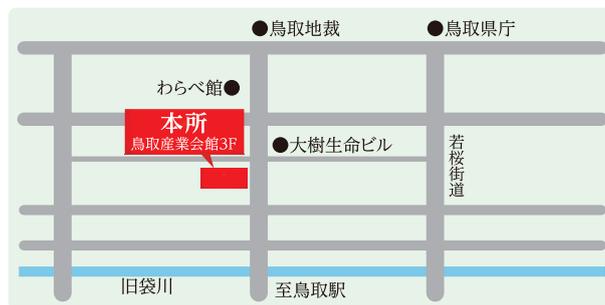
本・支所の担当区域と事務所位置略図



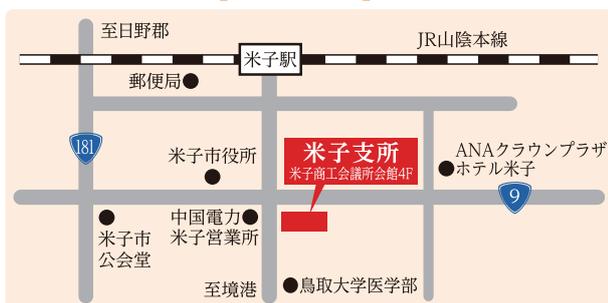
担当部署	郵便番号	住所	TEL	FAX	担当区域
コンプライアンス統括室	680-0031	鳥取市本町3丁目201番地 (鳥取産業会館3階)	0857-26-6632	0857-26-6924	—
総務部					県内全域
総務企画課					
業務統括部					
経営支援連携実施推進本部					
保証・支援統括課					
管理統括課	0857-26-6631	0857-27-5149	鳥取市 岩美郡 八頭郡		
鳥取営業所					
保証課					
経営支援課					
管理課					
倉吉支所	682-0887	倉吉市明治町1037番地11 (倉吉商工会議所会館1階)	0858-22-6103	0858-22-7351	倉吉市 東伯郡
米子支所	683-0823	米子市加茂町2丁目204番地 (米子商工会議所会館4階)	0859-34-3535	0859-34-2877	米子市 境港市 西伯郡 日野郡
保証課					
経営支援課					
管理課					



【鳥取本所】



【米子支所】



【倉吉支所】



未来を拓く考動を、
あなたとともに。



鳥取県信用保証協会はガイナレ鳥取を
応援しています。

